

提案仕様書

(令和4年度 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画改定支援業務委託)

1. 業務目的

本市では、令和元年度に「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づく移動等円滑化促進方針として位置付けた「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（マスタープラン編）」（以下「マスタープラン編」という。）を策定した。

令和4年度には、あかしインクルーシブ条例の制定等を踏まえたマスタープラン編の改定及び移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定する予定である。

本業務は、本市において、誰にでもやさしいまちづくりを進めるため、バリアフリー法に基づき、マスタープラン編の改定及び基本構想の策定を支援することを目的とする。

2. 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はその限りではない）

3. 履行期間

契約締結日の翌日から2023年3月25日まで

ただし、履行期間内であっても明石市から個々の成果品等の提出指示があった場合には、受託者はこれに従うものとする。

4. 業務概要

業務については、以下の内容を基本としつつ、バリアフリー法、国土交通省のガイドライン等を参考とし、本市が策定したマスタープラン編の内容を踏まえ実施するものとする。

(1) 打合せ協議

本事業を適正かつ円滑に実施するため、打合せを行う。打合せ回数は、業務着手時、中間（1回）、成果品納入時の計3回とする。なお、業務着手時と成果品納入時には業務責任者が同席すること。

(2) 計画準備

本業務を実施するに当たり、必要な検討事項や留意すべき事項を整理するとともに、業務の実施体制及び実施工程を整理し、これらを反映した業務計画書を作成する。

(3) 関連施策の整理

国における「バリアフリー法」、「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2016年）」等のバリアフリー関連施策や明石市の関連計画や条例（あかしインクルーシブ条例等）等について整理し、とりまとめる。

(4) 協議会等の運営支援

学識経験者、事業者、各種団体等からなる「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」及び分科会の資料作成（必要に応じ点字・音訳化を含む）、開催補助及び会議記録の作成等の運営支援を行う。協議会及び分科会の開催回数は3回程度とする。

なお、会場費、飲料費、資料印刷費、委員謝礼、その他協議会開催に必要な経費は市で負担する。

(5) マスタープラン編の検討

バリアフリー法の改正やあかしインクルーシブ条例が制定など、国や市の動向を踏まえたマスタープラン編の改定について、基本的な方針やその他必要な事項を取りまとめ、検討する。

(6) 重点整備地区の検討

重点整備地区（１地区（JR 西明石駅周辺地区を想定））について、マスタープラン編で定める地区の取組方針等を踏まえ、施設設置管理者別に特定事業の設定に向けた課題を整理し、検討する。

(7) 特定事業等の調整支援

各特定事業の設定に向けて、施設設置管理者等との調整に必要な資料を作成し、調整結果を反映した具体的な特定事業等の設定をする。

(8) 基本構想の作成支援

重点整備地区１地区の基本構想を作成する。

基本構想は、バリアフリー法に記載が定められている事項及びその他必要な事項を記載する。

(9) 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の改定案の作成

(3)～(8)を基に作成したマスタープラン編の改定案及び基本構想を取りまとめ、市民の意見を反映させ明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の改定案を作成する。

(10) 報告書作成

本業務での検討成果を、報告書としてとりまとめる。

５．成果物

- ・本業務委託にかかる業務報告書・関連資料等（A4 版・A4 ファイル綴じ）２部
- ・同上各種電子データ １式

６．その他

- (1) 今後のスケジュール（案）については別紙のとおりとする。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (3) 受託者は、本市から貸与された業務の実施に必要な書類について、業務終了後、速やかに返還しなければならない。
- (4) 受託者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報等を他人に知らせてはならない。また、本市が貸与した個人情報記録された資料を承諾なしに複製・利用してはならない。
- (5) 契約の履行について疑義が生じた場合には、速やかに双方で協議する。

今後のスケジュール（案）

年	月	実施内容
2022年	7月頃	第1回協議会の開催 本年度の取組方針の確認・マスタープランの改定案
	10～11月頃	分科会の開催 基本構想の検討
2023年	2月	第2回協議会の開催 計画の改定案の決定

※今後のスケジュールについては、変更する場合があります。